

## 平成15年度障害保健福祉関係予算（案）の概要

平成14年12月  
障害保健福祉部

【部所管予算額】 660,117百万円 → 665,941百万円 (対前年比100.9%)

## ～新しい障害保健福祉施策の展開～

障害者基本計画重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）の実施を軸として、障害者の自立と社会参加を推進するため、住まいや働く場所の確保、地域における自立の支援、障害者の自己決定を尊重する支援費制度の円滑な施行等を推進するために必要な予算の確保を図る。

## I 重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）の推進

## 重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）

平成15年度予算（案） 1,301億円

- 新障害者基本計画（平成15年度から24年度までの10年間）に沿って、その前期5年間（平成15年度から19年度まで）において重点的に実施する施策及び達成目標を定め、これに基づき、障害者福祉サービスの基盤整備を図る。

## 1 在宅サービスの充実

区 分	平成14年度 (障害者プラン目標)	平成19年度 (新障害者プラン目標)
訪問介護員（ホームヘルパー）	45,000人	約60,000人
短期入所生活介護（ショートステイ）	4,500人分	約5,600人分
日帰り介護施設（デイサービスセンター）	1,000か所	約1,600か所
障害児通園（デイサービス）事業	1,300か所	約11,000人分
重症心身障害児（者）通園事業		約280か所
精神障害者地域生活支援センター	概ね人口30万人 当たり概ね各2か所	約470か所

## 2 住まいや活動の場等の確保

区 分	平成14年度 (障害者プラン目標)	平成19年度 (新障害者プラン目標)
地域生活援助事業 (グループホーム)	20,000 人分	約 30,400 人分
福祉ホーム		約 5,200 人分
通所授産施設	62,800 人分	約 73,700 人分
精神障害者生活訓練施設 (援護寮)	6,000 人分	約 6,700 人分

## 1 在宅サービスの推進

- (1) 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 事業 (身体・知的・精神) 27,378百万円 → 29,113百万円  
4,728人増
- (2) 短期入所 (ショートステイ) 事業 (身体・知的・精神) 4,188百万円 → 4,614百万円  
4,318床 → 4,521床 (+ 203床)
- (3) 日帰り介護 (デイサービス) 事業 13,288百万円 → 13,024百万円
- ・ 身体障害者日帰り介護 (デイサービス) 事業 8,182百万円 → 8,297百万円  
900か所 → 960か所 (+ 60か所)
  - ・ 在宅知的障害者日帰り介護 (デイサービス) 事業 1,923百万円 → 2,045百万円  
232か所 → 272か所 (+ 40か所)
  - ・ 障害児通園 (デイサービス) 事業 3,183百万円 → 2,682百万円  
9,340人 → 9,712人 (+ 372人)
- (4) 重症心身障害児 (者) 通園事業 2,291百万円 → 2,597百万円  
220か所 → 232か所 (+ 12か所)

⑧・巡回方式の導入

(5) 障害者ケアマネジメント体制支援事業		145百万円
⑨ア 障害者ケアマネジメント推進協議会の設置		
イ 障害者ケアマネジメント従事者研修		
⑨・スキルアップのための研修の追加		
(6) 精神障害者地域生活支援センター	3,204百万円 →	4,110百万円
317か所 → 397か所 (+ 80か所)		

## 2. 住まいや働く場ないし活動の場の確保

### (1) 地域生活援助事業（グループホーム）

ア 知的障害者地域生活援助事業	5,514百万円 →	6,755百万円
11,436人分 → 13,836人分 (+2,400人分)		
イ 精神障害者地域生活援助事業	1,436百万円 →	1,799百万円
5,225人分 → 6,078人分 (+ 853人分)		

### (2) 福祉ホーム

ア 身体障害者福祉ホーム	101百万円 →	106百万円
51か所 → 54か所 (+ 3か所)		
イ 精神障害者福祉ホーム	524百万円 →	779百万円
171か所 → 209か所 (+38か所)		

### (3) 授産施設

ア 身体障害者通所授産施設	5,216百万円 →	5,153百万円
イ 知的障害者授産施設（通所）	35,233百万円 →	36,140百万円
ウ 精神障害者通所授産施設	3,753百万円 →	4,368百万円

(4) 精神障害者生活訓練施設（援護寮）	5,927百万円 →	6,286百万円
(5) 小規模通所授産施設 240か所 → 637か所（+397か所）	1,155百万円 →	3,504百万円
(6) 小規模作業所に対する助成（在宅重度障害者通所援護事業費等）	3,064百万円 →	2,758百万円

### 3 精神障害者施策の充実

(1) 精神障害者居宅生活支援事業の充実	1,880百万円 →	2,678百万円
ア 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）	301百万円 →	720百万円
イ 精神障害者短期入所事業（ショートステイ）	132百万円 →	141百万円
ウ 精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）	1,436百万円 →	1,799百万円
(2) 精神障害者社会復帰施設の充実	14,955百万円 →	17,123百万円
ア 精神障害者生活訓練施設（援護寮）	5,927百万円 →	6,286百万円
イ 精神障害者福祉ホーム	524百万円 →	779百万円
ウ 精神障害者通所授産施設	3,753百万円 →	4,368百万円
エ 精神障害者小規模通所授産施設	418百万円 →	1,172百万円
オ 精神障害者福祉工場	363百万円 →	408百万円
カ 精神障害者地域生活支援センター	3,204百万円 →	4,110百万円
(3) 精神科救急医療システム整備事業	1,987百万円 →	2,142百万円
⑨・精神科初期救急医療輪番システムの整備		190百万円

⑩ (4) 社会的入院解消のための退院促進支援事業 44百万円

(5) 地域精神保健福祉施策の推進

ア こころの健康づくり対策の推進	52百万円 →	48百万円
イ 自殺防止対策の推進〔他局計上分を含む。〕	566百万円 →	642百万円
⑧・普及啓発の推進（マニュアル等の作成配布）		10百万円

**4 保健福祉施策と雇用就業施策の一体的推進**

(1) 障害者就業・生活支援センター事業	546百万円 →	567百万円
(2) 施設外授産の活用による就職促進モデル事業	85百万円 →	42百万円
(3) 職場適応援助者（ジョブコーチ）による就業支援事業の拡充		（職業安定局で要求）

**【施設整備費等】**

- (1) 社会福祉施設整備費等〔社会福祉施設整備費・設備整備費に一括計上〕
- ・ 国庫補助申請に係る事務負担軽減のための補助基準単価及び補助金算定方法の簡素・合理化 （事項要求）
  - ・ 支援費制度移行に伴う身体障害者更生施設等の補助基準面積の改善 （事項要求）
- (2) 精神障害者社会復帰施設等の施設・設備整備費〔保健衛生施設等施設・設備整備費に一括計上〕

## II 支援費制度の円滑な施行

- (1) 支援費制度の施行 328,195百万円 → 321,267百万円
- ア ホームヘルプサービスなどの居宅生活支援の推進 51,588百万円
- イ 更生施設、授産施設などの施設訓練等支援の推進 269,679百万円
- ※平成15年度においては、制度変更に伴い11月分の予算を計上。
- (2) 支援費制度施行に係る事務の円滑化等の支援 1,273百万円

## III 障害者の社会参加の促進

- (1) 障害者社会参加総合推進事業 2,734百万円 → 2,629百万円  
( 障害者生活訓練・コミュニケーション支援等事業と  
「障害者の明るいくらし」促進事業を統合・再編 )
- ア 基本事業  
(手話通訳者の養成、身体障害者補助犬の育成等のメニュー事業)
- (ア) 実施か所数 59県市
- (イ) 1県市当たり事業費 67,620千円
- ※身体障害者補助犬育成事業  
盲導犬に加え、介助犬及び聴導犬を育成 290頭 → 350頭
- [障害者の情報バリアフリーの推進]
- イ 障害者情報バリアフリー化支援事業
- ウ パソコンボランティア養成・派遣事業
- エ パソコンリサイクル事業
- ⑧オ 障害者ITサポートセンター運営事業  
障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため  
の総合的なサービス提供拠点として「障害者ITサポートセンター」  
を設置。
- ・実施か所数 10か所
- ・1か所当たり事業費 5,000千円
- カ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣試行事業
- キ 全国障害者スポーツ大会開催事業
- ク 障害者芸術・文化祭開催事業

(2) 市町村障害者社会参加促進事業 2,871百万円 → 1,824百万円  
 ( 市町村障害者社会参加促進事業にバリアフリーのまちづくり活動事業を統合 )

ア 基本事業

(手話通訳者の派遣、自動車運転免許取得、改造助成等のメニュー事業)

(ア) 実施か所数 550か所

(イ) 1か所当たり事業費 15,000千円

イ バリアフリーのまちづくり活動事業

**IV その他の施策**

1 高次脳機能障害支援モデル事業 112百万円 → 104百万円

・ 国立身体障害者リハビリテーションセンター実施分 32百万円 → 24百万円

・ 都道府県実施分 80百万円 → 80百万円

2 身体障害者適正判定等事業 66百万円 → 79百万円

⑨・更生相談所による障害程度区分決定事務に関する市町村職員研修の実施等

3 手当等の給付 115,837百万円 → 119,343百万円

※平成14年の消費者物価の下落分(△0.9%~△1.0%の見込み)の額の改定を行う。

(1) 特別児童扶養手当 81,231百万円 → 84,722百万円

(2) 特別障害者手当等 34,605百万円 → 34,621百万円

#### 4 厚生科学研究費〔厚生科学課に一括計上〕

・ 障害保健福祉総合研究経費	383百万円	→	337百万円
・ 感覚器障害研究経費	680百万円	→	585百万円
・ こころの健康科学研究経費	2,142百万円	→	1,898百万円

#### 5 補装具の給付等

(1) 補装具の給付	17,610百万円	→	18,471百万円
(2) 日常生活用具給付等事業	2,479百万円	→	2,141百万円

- ⑧・ 視覚障害者用活字文書読上げ装置
- ・ 聴覚障害者用情報受信装置（←文字放送デコーダーと入れ換え）

#### 6 重度障害者等に対するきめ細かな施策の実施

(1) 自閉症等対策の推進	117百万円	→	207百万円
ア 自閉症・発達障害支援センターの拡充 8か所 → 16か所（+ 8か所）	103百万円	→	200百万円
イ 自閉症・発達障害支援センター職員研修の実施等 （国立秩父学園）	14百万円	→	7百万円
(2) 訪問入浴サービス事業	546百万円	→	563百万円
(3) 知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー） 126か所 → 166か所（+ 40か所）	331百万円	→	387百万円
⑧(4) 知的障害児施設における自活訓練事業の創設			85百万円

7 精神医療費の公費負担	46,740百万円	→	49,995百万円
--------------	-----------	---	-----------



8	更生医療・育成医療の給付	8,203百万円	→	10,042百万円
9	心神喪失者等医療観察法案成立後の円滑な施行	1,043百万円	→	3,677百万円
	⑧ア 精神保健判定医等必要な人材の養成研修の実施			132百万円
	イ 精神科急性期医療等専門家養成研修事業	43百万円	→	41百万円
	⑧ウ 心神喪失者等医療観察法の施行に要する経費			13百万円
	エ 指定入院医療機関の整備〔他局計上分〕	1,000百万円	→	3,492百万円
10	生活等支援事業等の地域の実情に応じた実施体制の確保（地方交付税措置）			
	・市町村障害者生活支援事業			
	・障害児（者）地域療育等支援事業			
	・精神社会適応訓練等事業			
	・精神医療適正化対策費補助金			
11	国立更生援護施設の整備・運営費	10,352百万円	→	10,783百万円
	⑧(1) 介助犬トレーナー養成研修事業等の実施 （国立身体障害者リハビリテーションセンター）			8百万円
	(2) 高次脳機能障害支援モデル事業〔再掲〕 （国立身体障害者リハビリテーションセンター）	32百万円	→	24百万円
	(3) 自閉症・発達障害支援センター職員研修の実施等〔再掲〕 （国立秩父学園）	14百万円	→	7百万円

平成十五年度における国民年金法による年金の額等の  
改定の特例に関する法律案の概要

- 平成14年の消費者物価指数は対前年比マイナス0.9%となり、法令どおりの取扱いであれば、平成15年度の年金額等についてはマイナス2.6%の改定となる。
- 平成15年度においては、年金額等を据え置いた過去3年とは異なり、現役世代の賃金の低下傾向が明らかとなっている中で、保険料を負担する現役世代との均衡の観点から、物価スライドの特例措置を講じて、平成15年度の年金額等は平成14年分の物価指数の下落分(マイナス0.9%)のみの改定を行うこととする。

○平成14年の消費者物価指数はマイナス0.9%

→ 法律どおりの取扱いであれば、平成15年度の年金額等は、過去3年分(平成12、13、14年度の据置き分はマイナス1.7%)と合わせてマイナス2.6%の引下げとなる。

○14年分の物価動向でスライドを実施

- 公的年金制度は世代間扶養の賦課方式(現役世代が高齢世代を支える仕組み)
- 過去3か年とは異なり、現役世代の賃金の低下傾向が明らかとなっている中で、保険料を負担する現役世代との均衡の観点から、平成15年度の年金額等は、高齢者の生活に配慮しつつ、平成14年分(1～12月の年平均)の物価指数の下落分(マイナス0.9%)のみの改定を行うこととする。

○ 通常国会に、平成15年度の特例として、以下の年金等について、平成14年分の物価指数の下落分のみの額の改定を行う法案を提出(日切れ法案扱いが必要)

(年金関係)		(手当関係)	
国民年金	国家公務員共済年金	児童扶養手当	医療特別手当
厚生年金	地方公務員共済年金	特別児童扶養手当	特別手当
	私立学校教職員共済年金	障害児福祉手当	原子爆弾小頭症手当
		特別障害者手当	健康管理手当
		経過的福祉手当	保健手当

- 特例措置の実施に当たっては、平成14年度と同様に、特例措置を講じることによる財政影響を考慮し、次期財政再計算において、後世代に負担を先送りしないための方策を検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○施行期日

平成15年4月1日。ただし、児童扶養手当については、平成15年10月からの改定とし、それまでの間は額を据え置くこととする。

(参考1)物価の動向(※平成12年度～14年度は年金額等を据え置く特例措置を講じた。)

	11年	12年	13年	14年
前年比	△0.3%	△0.7%	△0.7%	△0.9%

(参考2)障害者関係手当額(月額)への影響(マイナス0.9%)

	14年度 → 15年度
特別児童扶養手当(1級)	51,550円 → 51,100円 (△450円)
特別児童扶養手当(2級)	34,330円 → 34,030円 (△300円)
特別障害者手当	26,860円 → 26,620円 (△240円)
障害児福祉手当	14,610円 → 14,480円 (△130円)
経過的福祉手当	14,610円 → 14,480円 (△130円)